

## 函館市企業版ふるさと納税寄附見込企業開拓に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と一般社団法人函館青年会議所（以下「乙」という。）は、函館市に対する企業版ふるさと納税寄附見込企業を開拓するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携しながら、函館市以外に本社を有する企業に、函館市における企業版ふるさと納税を提案し、より多くの企業から寄附を獲得することで、寄附企業との関係性を構築するとともに、函館市の地方創生の取組を推進することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 寄附見込企業の新規開拓に関すること
- (2) 寄附見込企業に対する甲のプロジェクトの紹介に関すること
- (3) 甲に対する寄附見込企業の紹介に関すること
- (4) 寄附見込企業開拓に関する情報提供、助言、協力等に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（謝礼金の支払）

第3条 甲は、乙から寄附見込企業の紹介があり、実際に当該寄附見込企業から企業版ふるさと納税の寄附を受領したときは、乙に対して謝礼金を支払うものとする。

2 謝礼金の額は、甲が受領した寄附金額の10%に消費税および地方消費税相当額を加算した額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）

（秘密の保持）

第4条 甲および乙は、第2条に定める協定事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のため

に使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定の有効期限)

第5条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

2 企業版ふるさと納税に係る制度が終了した場合は、協定を解除する。

(協定の変更および解除)

第6条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、その都度協議し変更または解除を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年(2026年) 2月24日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長

大 泉 潤

函館市海岸町6番13号

乙 一般社団法人函館青年会議所

理 事 長

入 江 邦 男